債務負担行為の取扱についてのお詫び

債務負担行為とは後年度に債務を及ぼすことでありますが、これらの取扱いにつきましては、勿論議会の議決を必要とするものであり、それぞれの時点で議決を得てありますが、昭和54年度、55年度の財政状況調査の県への報告数値に、実際の議決額より少なく報告してありました。このことは村を預る立場のものと致しましては、適切さに欠けた処置であり、村民の皆様にまことに申し訳なく深くお詫び申し上げます。

昭和56年度決算見込並びに57年度予算につきましては正しい数値に訂正いたしました。

尚昭和54年度の報告数値八七、五三一千円を二二二、一七三千円に、55年度九六、一八一千円を二九三、六七一千円にと、県への数値を夫々訂正させて頂きました。

今後かゝることの絶対ないことをお約束いたすとともに、健全財政の確立に努力致す所存であります。

◇　◇　◇

村の翌年度以降にわたる返済金について――

村が翌年度以降に返さなければならないお金には、地方債と債務負担行為による支払い額があります。

これらの概要は以下のとおりです。

地方債

地方債とは地方公共団体が議会の議決並びに知事の許可を得て、第三者から資金の借入れを行うことによって負担する債務をいいます。

地方債は借入れをした年度には財源として才入予算に計上されますが、翌年度以降には償還のための支出予算が義務づけられますので、財政運営の長期的な観点からみて、財源をみだりに地方債に依存することは適当でなく、一般的な財源をもって才出予算に充てることになっておりますが、一時的に多額の費用を要する事業を行う場合には、地方債により財源補塡をして事業を行うことになります。

債務負担行為

債務負担行為とは、才出予算、継続費又は、繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が金銭給付を内容とする債務を負担する行為をいいます。

地方公共団体が経費の支出を行う場合は、通常才出予算によって行うものでありますが、債務負担行為によって後年度に支出負担を義務づけられるものをいいます。

例えば、土地改良区が農林漁業金融公庫より事業費の全額を二十五年償還で借入れて柵渠工事をするについて、この工事は農業用水のみを処理するのでなく、宅地排水についても処理するので村からも五十%の負担をしてもらいたいという場合、村でもそれが適当と思われれば、その事項、期間及び限度額を定めて議会の議決を得て二十五年間の償還金について債務負担行為をするものです。

昭和五十七年四月一日現在、債務負担行為を行っている事項と償還残額

○かんがい排水事業(東長島地区)　一、六七一千円
○かんがい排水事業(西萱場地区)　八、一七二千円
○かんがい排水事業(上曲通地区)　四、八八四千円
○かんがい排水事業(西萱場幹線排水路)　一、八一六千円
○一般農道整備事業　二二、三九九千円
○県営広域農道整備事業　七三、六三八千円
○一般農道整備事業(上曲通地区)　五〇、四七五千円
○麦、大豆等生産総合振興対策事業補助金(麦乾燥調整センター)　七、九九八千円
○県単かんがい排水事業(大別当地区)　三、九五〇千円
○県単かんがい排水事業(西萱場地区)　四、四三四千円
○落葉果樹生産振興特別対策事業(下曲通日本梨生産組合)　三〇、二四八千円
○県営かんがい排水事業(新川地区)　二六、七四二千円
○県営農道整備(舗装)事業(第二西萱場地区)　六、一五七千円
○県営広域営農団地農道整備事業(第五号線)　一、六二八千円
○県営一般農道整備事業(第二西萱場地区)　一、九二一千円
○県単道路(月潟生産組合)　八、四三二千円
○農免道路　二一、六八九千円
○団体営普通農道整備事業(上曲通地区)　五三、一三〇千円
○県営広域営農団地農道整備事業　一六、六〇一千円

なお、これらのうち、同じ事項で事業年度の異なるものについては、まとめて計上しました。

現在、債務負担行為を行っているものの借入れ年度における限度額を集計すると三九七、三六七千円であり、このうち、償還残額は三四五、九八五千円です。

「月潟祭」がやってきます。

村の祭礼として一番賑やかな「月潟祭」が近づいてきました。今年は角兵衛獅子の奉納行事が都合により中止されちょっと盛り上りに欠けるようですが、商工会を中心とした各種団体の協賛行事が行われることとなっております。祭り期間中は、歩行者天国等により交通規制が実施されますが、また多数の人出も予想されるので防犯に努め防火に配意し祭礼をスムーズに終了するよう御協力をお願いします。祭礼行事は次のとおりです。

◎臨時露店市場
六月二十三、二十四、二十五日。

但し、二十三日は十七時より

◎歩行者天国
六月二十三日　十八時～二十二時
六月二十四日　十三時～二十二時
六月二十五日　十時～二十二時
(六月二十五日十九時～二十二時まで商工会主催の月潟音頭、盆踊り大会が行われるので、角清商店前～旧役場小路間は車輌通行止となります。)

◎協賛行事は、役場だよりでお知らせしてあります。

※警備詰所は、駐在所改築工事のため、月潟集落開発センター(電話　七五―四二五二)に設置します。

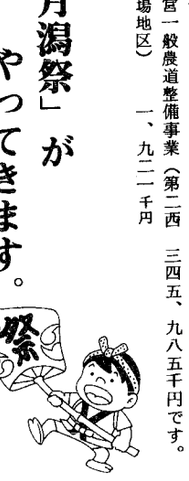

「感謝献血」ご協力ありがとうございました。

五月二十五日実施

もう、今回で最高19回目になられた方がおいでした。近年こそ年三回実施されますが、二～三年前までは年一回位でした。十回以上になるには六年以上かかっています。〝善意〟大切にしたいものです。当日の方に敬意を表し、ここに氏名を掲載し有意義で終りましたことを厚くお礼申し上げます。

◉大別当16
(彰)小武内明浩　笠原シズエ　伊藤正男　伊藤ミサヲ　伊藤正美　五十嵐義雄　(彰)小林良平　(彰)加藤進

◉月潟54
後藤慎治　登石定一　五十嵐誠　星野小枝子　曽山正登　半田貞子　鷲尾勝行　田村恭子　笹川秋子　関根久男　笠原史粋　広野誠　広野英子　小林政男　星野満子　五十嵐誠　泉田紀　泉田美雪　小林繁

◉下曲通5
藤村征一　桜沢正美　斎藤ヨシエ　深沢幸雄　小武内忠衛　五十嵐藤重　薄田栄一　小湊ヨイ　村井健治　小武内ヤイ子　村井イツ　野内ミヨ　長谷川ミヨ　登石光代　山崎マチ子　山口則子　村井美枝子　小武内幸子　五十嵐キミ　関根ミヨ　村山秋子　金子葉子　登石栄子　(彰)羽入スギ　登石博子　矢挽由紀子　野上千英子　登石詩子　矢挽タマ　登石花子

◉西萱場8
神林安子　田辺スミ　田辺直子　佐藤郁俊　友坂信儀　児玉あや子　児玉秀雄　田辺義代江　桜井吉広　田辺須摩子　皆瀬四枝

◉上曲通7
阿部進　泉田紀　泉田美雪　小林繁　鷲尾ヨキ　青柳己代司　鷲尾良宣　山崎庸盛　山口則子　関本政義　小林秀章　田辺美知男　川又秋男　中島清弥　田中善弥　高橋工　丸山知也　丸山修也　山際弘平　星野喜一　山田由市　山際和義　栗田猛　時田忠卯一　和平晃　阿部成雄

◉東長島5
野内作一　河井昌子　笠原勝　野内栁蔵　丸山愛子

◉釣寄2
曽山吉郎　荻原重光

◉釣寄新2
大谷良弘　後藤チカ

◉木滑7
大橋章子　髙木房子　岩本トミ　田中カズ　間島千代子　髙木宏侑　間島幸雄

◉その他9
熊谷洋子　五十嵐修　大橋輝夫　水野邦雄　岡村勝弘　山谷金次郎　富山秀一　田中政志　滝沢紀浩

他に役場職員は村長以下二十一名であり、(彰)を受けた者は、近藤広子、田村正法で当日の合計百三十六名、内不適格者は、六名でした。次回は十月五日の予定です。

※氏名の上の(彰)は十回で日赤より記念品を贈呈された方であり、今年度末には村からも記念品が贈られます。

青柳正二氏　関東管区交通安全功労者表彰を受賞――

五月二十日、東京半蔵門会館において、関東管区交通安全功労者の表彰式が挙行され、一都十県より一三九名の方々が関東管区警察局長及び関東管区交通安全協会連合会長より表彰状が授与されました。新潟県からは青柳正二氏他八名がとの栄えある表彰を受けられました。八＝写真▽

今後とも御活躍をお願いいたします。

～環境美化に一役～　奉仕活動に空カン拾い

曲地区老人クラブ鶴亀会(会長和平新作)では、環境美化をはかるために、空カン拾いの奉仕活動をしています。

この奉仕活動は、毎月第一水曜日の午後実施しており、毎回二十名ほどの会員が参加しています。

活動範囲は、曲地区内の村道及び一般農道で、大きなビニール袋にいくつも拾いました。八＝写真▽

鶴亀会では、今後も定期的にこのような奉仕活動を実施し、地区のために役立ちたいとはりきっています。

また、月潟村母子福祉会まつば会(会長　青柳トイ)でも、去る五月十六日(日)、村内主要道路の空カン拾いを行ないました。

これは、会が少しでも社会のために役立つことができればということから実施したもので、各地区の会員が分担して行ないました。

まつば会では、今までに学校等に雑巾を寄贈したりしてきましたが、今後もこれら奉仕活動を続けていきたいとのことでした。